

国管理空港の経営改革等について

2013年11月13日

国土交通省航空局

空港経営改革の概要

空港経営改革の概要

方向性 地域の交通基盤としての空港を活用し、内外の交流人口拡大等による地域活性化を図る必要

現状と課題

- 特別会計のプール管理のもとで全国一律の着陸料等
- 国が運営することにより地元感覚、経営感覚が不足
- 滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業で運営主体が分離

地元の意見・要望に基づく
地方自治体と国による空港経営改革

- 地域の実情を踏まえた機動的な着陸料等設定
- 民間の知恵と資金の活用
- 航空系事業と非航空系事業の一体的経営

地域の実情を踏まえた民間による経営の一体化

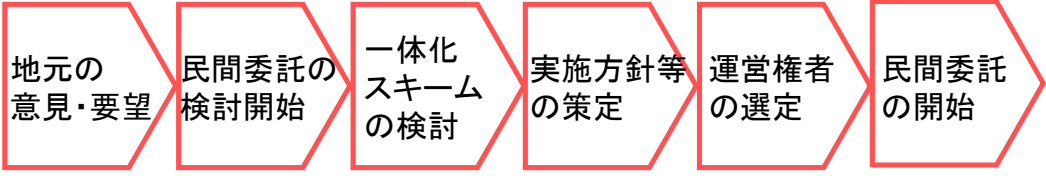
災害対応等において国が適切に関与できる民間委託手法の採用

民活空港運営法の成立 (H25.7.25施行)

期待される効果

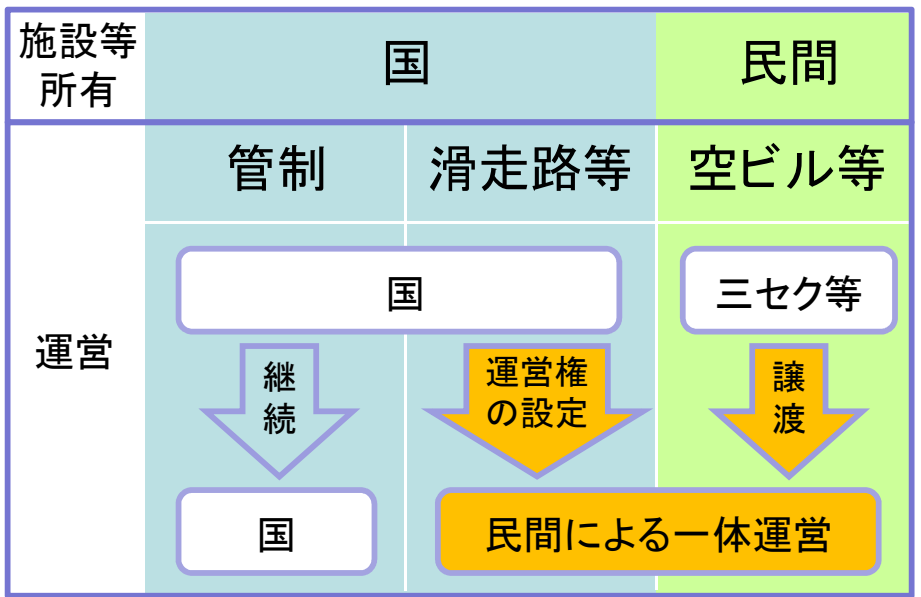
- 航空需要の拡大等による地域活性化
- 民間の資金と知恵等による利用者利便の向上
- 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化

民間委託までのプロセス



民間委託手法

国が土地等の所有権を留保しつつ、民間に運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体経営



日本再興戦略 中短期工程表(抜粋)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度～
公共施設等運営権等の民間開放	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>今後10年間のPPP/PFI活用のためのアクションプラン策定</p> <p>＜国管理空港等＞</p> <p>法案成立</p>	<p>アクションプランに基づく施策の着実な実施</p> <p>国管理空港等における民間事業者への運営委託手法等を具体的に検討</p>	<p>・仙台空港等における公共施設等運営権を設定した場合の運営権者の公募・選定手続</p> <p>・仙台空港等における運営権者の選定</p>	<p>仙台空港等における運営権者に対する業務の引継ぎ及び運営委託の開始</p>

空港経営改革

仙台空港経営改革に向けた進捗状況

2013年度

2014年度当初

2014年度

2015年度以降

- 入札書類(実施方針等)の作成
- 経営一体化に向けた調整

民活空港運営法施行(7/25)

民活空港運営法に基づく
基本方針の策定・公表
(10/11)

PFI法に基づく
実施方針の策定・公表

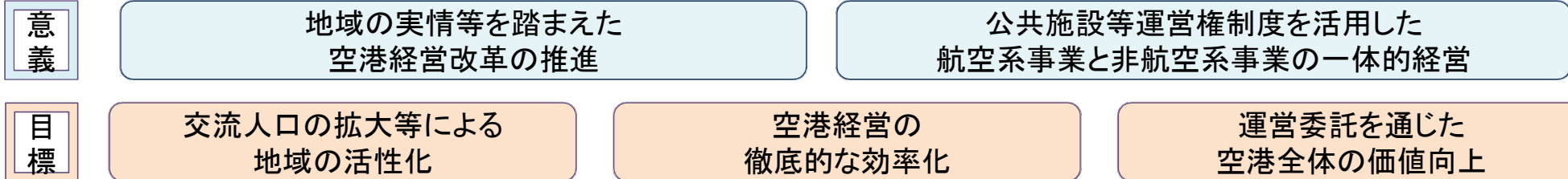
運営権者の選定プロセス

運営開始

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針

基本方針の概要

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等の意義及び目標に関する事項



国管理空港特定運営事業による国管理空港の運営等に関する基本的な事項

以下の事項に係る基本的な考え方を記述(最終的には実施方針において具体的内容を決定)

- 運営権の存続期間
(30～50年間程度を目安とする)
- 運営権者による適正な空港運営の確保
(運営権者は関係法令等を遵守し安全を最優先に取り組む、国はモニタリングを実施)
- 施設整備に係る国と運営権者の役割分担
(運営権者は契約及び自らの経営判断に基づく施設整備を実施、国は公益上の理由を吟味し必要な整備を実施)
- 大規模災害等発生時の国と運営権者の役割分担
(運営権者は通常想定される範囲の損害を負担、国はそれを超える損害を負担)
- 運営権者が提供するサービス水準
(利便性向上・コスト削減等の改善策を総合的に推進、着陸料等は運営権者が自由に設定(*)
(*)ただし航空会社等の負担が大幅に増大しないよう留意)
- 運営権者の選定
(地域活性化等の実現に資する運営権者を選定、着陸料等の料金施策に係る提案を評価、適正な対価を収受)
- 運営権者による円滑な事業開始
(運営権者に対し空港運営を円滑に承継するため必要な人的・技術的支援等を実施)
- 事業継続が困難となった場合の措置
(空港運営が中断することはないよう国又は国が指定する第三者に円滑に事業を承継)

空港の運営等と空港機能施設等の運営等との連携に関する基本的な事項

- ・ 航空系事業と非航空系事業の一体的実施を基本とし、SPCが運営権者として事業を実施
- ・ 国が空港機能施設事業者を指定する際には、空港経営改革への協力を条件とする